

大船渡市津波避難対策検討会議置要綱

(設置)

第1 津波災害による犠牲者ゼロを目指すため、地域の実情に合わせた避難対策の検討及び避難行動の方針を取りまとめることを目的として、大船渡市津波避難対策検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 検討会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 津波災害時における自動車避難の課題抽出
- (2) 自動車避難のあり方の検討（避難行動要援護者の避難を含む）
- (3) 事業従事者の避難対策の検討
- (4) 観光客等の地理不案内者の避難対策の検討
- (5) 避難行動の方針の取りまとめ
- (6) その他必要と認められる事項

(組織)

第3 検討会議委員は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種機関及び団体等の推薦による者
- (3) 防災知識経験を有する者
- (4) 市職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、委嘱の日から避難行動の方針の決定までの期間とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5 検討会議に委員長及び副委員長1人を置き、委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により、それぞれ定める。

2 委員長は、委員会を代表し、その会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 検討会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 検討会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

(意見の聴取等)

第7 検討会議は、必要があると認めるときは、検討会議に委員以外の者を出席させ、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8 検討会議の庶務は、総務部防災管理室において処理する。

(雑則)

第9 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月15日から施行する。
- 2 最初に行われる検討会議の招集は、第6第1項の規定に関わらず市長が行う。